入　札　注　意　書

1　入札希望者は、入札公告書、売買物件、本注意書及び物品売買契約書案を熟覧の上、入札して下さい。

2　入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を提出して下さい。
この場合は、本人（委任者）の印鑑証明書の添付が必要です。
　なお、共同買受けをしようとするときは、入札前に代表者選任届を提出し、共同買受けの代表者名をもって入札を行って下さい。

3　入札者は、入札前に法人にあっては法人登記簿謄本、個人にあっては本籍地の市町村長等の発行する身分証明書等を提出して下さい。
　なお、共同買受けの場合は、それぞれの法人登記簿謄本（個人にあってはそれぞれの身分証明書等）を提出して下さい。

4　入札者は、入札前に入札保証金として見積る契約金額（消費税及び地方消費税の相当額を含む額）の１００分の５以上（円位未満切上げ）に相当する金額を、現金により納付しなければなりません。

5　入札書は、所定の用紙を使用し入札番号、入札金額、住所、入札者名を記入し、入札締切り時刻前に入札箱に入れて下さい。

6　提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

7　開札の結果、予定価格に達する入札がないときは、直ちに再入札を行うことがあります。

8　開札は指定した場所および日時に入札者の面前で行い予定価格以上の最高入札者を落札人とします。ただし、同価格の最高入札者が２名以上のときは、直ちに、くじで落札者を決めます。

9　次の各号の一に該当する入札は無効とします。
(1) 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に抵触する者が入札したもの。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。
(2) 予算決算及び会計令第７１条の規定に該当するもの。
(3) 汚染、損傷等により、入札番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。
(4) 記名のないもの。
(5) 入札金額を訂正したもの。
(6) 委任状を持参しない代理人が入札したもの。
(7) 入札保証金を差し出さないもの及び入札保証金の額が入札金額の１００分の５に満たないもの。
(8) 郵便をもって入札書を送付したもの。
(9) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について虚偽又はこれに反する行為が認

められた入札。
(10) その他入札に関する条件に違反したもの。

１０　入札者の連合又は不穏な挙動その他の理由によって公正な入札を行うことができないと認めたときは、その入札を取り消し又は中止します。
１１　外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号）第６条第１項第６号に定める非居住者が落札者となった場合で、その非居住者が外国為替令（昭和５５年政令第 260 号）第１１条第３項の規定による財務大臣の許可を要するときは、その契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。
１２　開札前に入札者から錯誤等を理由として自分の入札書を無効にしたい旨の申し出があってもこれは受理できません。
１３　不落に係る入札保証金は、入札終了後返還します。この場合、利息は付しません。
１４　落札者の入札保証金は、１７に定める契約保証金に充当いたします。
１５　落札者が落札決定の日の翌日から起算して１０日以内に契約を締結しないときは、その落札を取り消し、入札保証金は国庫に帰属します。
１６　契約は、契約書に双方記名押印したときに成立します。
１７　落札者は、契約の際、契約保証金として契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む金額)の１００分の１０以上（円位未満切上げ)に相当する金額を、現金により納付しなければなりません。
(1) この契約保証金は、売買代金を納付しないときは国庫に帰属します。
(2) 納付した契約保証金は、売買代金に充当します。
１８　落札者以外の名義人とは契約を締結しません。
１９　本注意書に定めのない事項は、すべて会計法規に定めるところにより処理します。

以　上

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）　暴力的な要求行為を行う者

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。